

事務連絡  
平成19年10月3日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当課（室） 御中  
中核市

厚生労働省老健局計画課

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る指定の有効期間及びその更新等に係る周知並びに同上及び地域密着型（介護予防）サービスの実施に関するQ&Aについて

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの指定の有効期間及びその更新については、平成19年度末から現在の指定の有効期間が順次満了を迎えることとなるため、その更新に係る市（区）町村及び事業者の対応が必要となる。

これらについては、介護保険法（平成9年法律第123号）等関係法令により規定されているところであるが、今般、別紙1のとおり指定の有効期間について、別紙2のとおり上記関係法令における根拠規定についてとりまとめて示すところであるので、御了知の上、管内市（区）町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、別紙3のとおり市（区）町村等から質問の多い事項についてとりまとめて示すところであるので、併せて参考にされたい。

**パターン1:平成18年4月に新設されたサービス**

○対象となるサービス

- ・地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護)
- ・地域密着型介護予防サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護)



**パターン2:平成18年3月31日以前からあったサービス(みなし指定の規定あり)**

○対象となるサービス

- ・地域密着型サービス(認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
- ・地域密着型介護予防サービス(介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)

○起算日のもととなるサービス

- 下記のサービスについては、平成18年3月31日以前に括弧内のサービスについて指定を受けた日から起算して指定の更新日が設定される。
- ・認知症対応型通所介護(通所介護)
  - ・認知症対応型共同生活介護(認知症対応型共同生活介護)
  - ・地域密着型特定施設入居者生活介護(特定施設入所者生活介護)
  - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(介護老人福祉施設)

